

下北地域公共交通総合連携協議会
下北地域公共交通マップ及び乗継時刻表作成業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、下北地域公共交通マップ及び乗継時刻表作成業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 下北地域公共交通マップ及び乗継時刻表作成業務
- (2) 業務内容 「下北地域公共交通マップ及び乗継時刻表作成業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から平成31年2月22日まで

3 予算額

2,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

平成30年10月18日（木）から平成30年11月2日（金）まで

(2) 質疑提出

平成30年10月25日（木）午後5時15分まで

(3) 質疑回答

平成30年10月29日（月）午後5時15分まで

(4) 参加申込

平成30年10月18日（木）から平成30年11月2日（金）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

平成30年11月16日(金) 午後5時15分まで

(6) 企画提案書の審査

平成30年11月21日(水) (予定)

(7) 結果通知

平成30年11月23日(金) (予定)

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書(様式第5号)により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 平成30年10月25日(木) 午後5時15分まで
- (3) 提出先 下北地域公共交通総合連携協議会事務局(むつ市企画政策部企画調整課)
〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市企画政策部企画調整課企画・都市交流グループ
電話 : 0175-22-1111 内線2311
FAX : 0175-23-4108
電子メール : mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 平成30年10月29日(月) 午後5時15分までに、質問者に

対し、F A X又は電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全者に通知するものとする。

- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第4号）

イ 会社概要（様式第6号）

ウ 業務実績調書（様式第7号）

エ 誓約書（様式第8号）

オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書

キ 財務諸表

申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

ク 納税証明書

納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

- (3) 提出期間 平成30年10月18日（木）から平成30年11月2日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

- (4) 提出先 下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市企画政策部企画調整課）

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市企画政策部企画調整課企画・都市交流グループ

電話：0175-22-1111 内線2311

FAX：0175-23-4108

電子メール：mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第9号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1 0 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出する。

- i 企画提案書（本業務に関わる者（予定）について、人数、分担する業務内容等も記載のこと。）
- ii 経費見積書（予算規模額の範囲内とし、積算内訳も記載のこと。）
- iii その他必要な説明資料

(2) 提出部数

- i A 4 版で1 5 部（企画提案書等の様式は、すべて任意）
A 3 版はA 4 サイズに折り込む。
- ii 文字は、明朝体で1 2 ポイント以上、ただし、図表等は任意)

(3) 提出期限

平成30年11月16日（金）午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。電子メール、FAXによることは不可

(5) 提出先

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
下北地域公共交通総合連携協議会事務局
(むつ市企画政策部企画調整課企画・都市交流グループ内)
電子メール：mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp

1 1 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。
- (2) 審査項目及び配点

審査項目	審査基準	評価点数
企画提案内容	業務目的及び内容の理解度	20点
	業務への取組方針	20点
	地域性・現状等の理解度	20点
	提案の独創性	20点
業務執行体制	業務執行体制・スケジュール	10点
経費見積書	見積金額及び積算内訳の妥当性	10点
合計		100点

1.2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする
- エ 協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1.4 問い合わせ先

下北地域公共交通総合連携協議会事務局（むつ市企画政策部企画調整課）

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市企画政策部企画調整課 企画・都市交流グループ

電話：0175-22-1111 内線2311

FAX：0175-23-4108

電子メール：mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp